

令和 4 年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

令和 5 年 2 月

京 都 市

令和 4 年度再評価対象事業及び事後評価対象事業について、京都市公共事業評価委員会から「令和 4 年度公共事業の評価に関する意見書」が提出されたことを踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

別紙 1 のとおり、再評価の対象となった 7 事業の対応方針は「事業継続」とする。

別紙 2 のとおり、事後評価の対象となった 2 事業の対応方針は「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要」とする。

2 個別事業について

<再評価>

（１）街路事業 中山石見線

本事業は、京都市西部地域の幹線道路網を形成し、交通渋滞の解消と生活道路に流入している通過交通の抑制を図り、安全で円滑な道路交通を確保するとともに、歩道を整備することにより、歩行者の安全性が向上するものである。

事業延長 1,059mのうち、350mを供用しており、本線部分の用地買収は完了している。周辺で、既に完成している伏見向日町線や長岡京市域の外環状線等とあわせて、幹線道路網を形成し、事業効果を発現させるためには、残る区間の工事を進め、早期に全線供用する必要があることから事業継続とする。

（２）街路事業 御陵六地藏線（第三工区）

本事業は、山科地域と醍醐地域を結ぶ南北幹線道路の未整備区間を整備することにより、地域交通の円滑化及び歩行者の安全性を確保するものである。

平成 31（2019）年 4 月に京都高速道路新十条通（稲荷山トンネル）が無料化され、本事業の重要性が増している中、令和 3（2021）年度末には事業延長 632mのうち、交差点を含む 288mの整備が完了し、用地の買収面積は全体の 8 割を超えている。本事業の実施により、歩道が整備された幹線道路が新十条通まで繋がり、交通の円滑化及び歩行者の安全性を確保できることから事業継続とする。

（３）河川事業 西野山川

本事業は、西野山川の本川と支川の間にしょうすいろ捷水路（ショートカット水路）を新設するとともに、支川の河川断面を拡幅することにより、流下能力の向上を図るものである。また、事業の実施に当たっては、生物の生育・繁殖環境の保全、復元に努める等、環境に配慮した川づくりを進めている。

しょうすいろ捷水路は改修区間 208 m のうち下流側の 175 m が既に完成し、用地買収も完了している。近年、水災害が激甚化・頻発化しており、河川改修による事業効果を早期に発現させる必要があることから事業継続とする。

（４）河川事業 西高瀬川（有栖川工区）

本事業は、河川断面を拡幅する等の河川改修により、流下能力の向上を図るとともに、住民参加による河川改修を進め、地域環境の向上や生物の生育・繁殖環境の保全、復元に努める等、環境に配慮した川づくりを進めるものである。

用地買収は完了し、工事実施済みの延長は 95 % に達しており、河川改修による事業効果を早期に発現させる必要があることから事業継続とする。

（５）河川事業 善峰川

本事業は、河川断面の拡幅及び平面線形の改良を行い、流下能力の向上を図るとともに、本河川の豊かな自然環境をできる限り保全し、生物の生育・繁殖環境の保全、復元に努める等、環境に配慮した川づくりを進めるものである。

用地買収については、測量等を実施し、工事に必要な用地の取得に取り組んでいる。近年、水災害が激甚化・頻発化しており、河川改修による事業効果を早期に発現させる必要があることから事業継続とする。

（６）都市公園事業 宝が池公園（広域公園）

本事業は、宝が池を中心に、周辺の自然環境を生かした都市防災、スポーツ、レクリエーション、自然教育、憩い等の多様な機能を有する広域公園を整備するものである。

スポーツ広場エリアの施設整備を進めつつ、更なる開園区域の拡大に向け、優れた自然環境の保全や公民連携による利活用等、地元住民や有識者、企業等の多様な主体とともに将来像の検討を進めている。広域避難場所であり、多様な機能を有し、市街地におけるまとまった緑地の都市公園として重要な施設であることから事業継続とする。

(7) 住宅市街地総合整備事業 東九条地区

本事業は、老朽住宅の買収・除却及びコミュニティ住宅等の公共施設を整備し、地区の防災性の向上と住環境の改善を図るものである。

老朽化住宅の買収・除却やコミュニティ住宅・改良更新住宅の建設も完了し、全体の進捗率は95%に達している。事業完了に向け進捗していることや京都駅東南部エリアの新たなまちづくりに貢献するものであることから事業継続とする。

<事後評価>

(1) 街路事業 3・5・138 本町下高松通(3・6・125 大和大路本町通)

本事業は、新十条通（稻荷山トンネル）や京阪本線鳥羽街道駅とのアクセス機能向上のため、現道を拡幅整備することにより、歩行者等の安全性の確保と交通の円滑化を図るものである。また、関連事業として駐輪場や送迎用乗降スペース等の施設が整備されている。

本事業の実施により、歩行者等の安全性の確保、交通量の増加及び交通の円滑化といった事業効果を発現し、関連事業による鉄道利用者の利便性向上等も図ることができた。

これらのことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」とする。

また、今後、同種事業を実施する際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業の実施に伴う各種効果を活用していく。

(2) 街路事業 3・3・178 四条通

本事業は、「人と公共交通優先」の歩くまち・京都の理念のもと、四条通の歩道と車道の空間配分を見直し、歩道を拡幅することで、快適な歩行空間を確保するとともに、公共交通の利便性向上、四条通を中心としたまちの賑わいの創出を図るものである。

本事業の実施により、四条通の歩行環境が大きく改善され、歩行者交通量の増加や自動車交通量の減少、バス停の集約及びテラス型バス停の導入により利便性が向上する等、まちの賑わいを創出し「人と公共交通優先」の歩くまち・京都の推進に寄与した。

これらのことから、「今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しの必要性はない」とする。

また、今後、同種事業を実施する際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業の実施に伴う各種効果を活用していく。

令和 4 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
 ③ 再評価の実施後 5 年間（下水道事業については 10 年間）を経過した時点で継続中の事業
 ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
 ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	経過 年数	進捗率 (R4. 3)	対応方針
街 路 事 業	1	中山石見線	延長 L=1,059m 幅員 W=25m	H5 (1993)	③	30	75.3%	事業継続
	2	御陵六地藏線 (第三工区)	延長 L=632m 幅員 W=15m	H4 (1992)	③	31	53.5%	事業継続
河 川 事 業	3	西野山川	延長 L=635m 幅員 W=9.8m	H5 (1993)	③	30	85.9%	事業継続
	4	西高瀬川 (有栖川工区)	延長 L=560m 幅員 W=20m	H5 (1993)	③	30	86.6%	事業継続
	5	善峰川	延長 L=2,100m 幅員 W=28m	S63 (1988)	③	35	72.5%	事業継続
事都市公 業園	6	宝が池公園 (広域公園)	面積 A=128.9ha	S49 (1974)	③	49	62.4%	事業継続
総住宅 合整備 市街地 事業地	7	東九条地区	面積 A=9.43ha	H5 (1993)	③	30	94.2%	事業継続

令和 4 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規採択時評価又は再評価を実施した事業のうち、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後 7 年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	完了 年度	備考
街 路 事 業	1	3・5・138 本町下高松通 (3・6・125 大和大路本町通)	延長 L=290m 幅員 W=14m	H21 (2009)	①	H29 (2017)	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要
	2	3・3・178 四条通	延長 L=1,120m 幅員 W=22m	H23 (2011)	①	H30 (2018)	今後の事後評価、改善措置及び事業評価手法等の見直しは不要